

●単位施策評価シートの見方

鈴鹿市単位施策評価シート

対象年度 平成21年→23年

1 単位施策名											
コード											
2 作成者		職名		氏名		職名		氏名			
		この単位施策の担当課であり、評価シートの作成者職名及び氏名を記載しています。									
3 総合計画体系	政策の柱	第5次総合計画における基本構想・第2期行財政経営計画体系及び施策内の重点戦略を記載しています。									
	政策										
	施策										
	施策内重点戦略										
4 目的		この単位施策の目的（どのような状態にしたいのか）を記載しています。									
5 目的の達成状況（成果指標）	指標名									単位	
	期別	19 年度		20 年度		第2期行財政経営計画				第5次総計	
	目標値									最終目標（H27）	
	実績値	この単位施策の目的の達成状況を客観的に測定するため、第5次総合計画・第2期行財政経営計画において設定された指標、各年度の実績・目標数値、指標設定の背景・根拠を記載しています。									
	指標設定背景・根拠										
6 投入コスト	第2期行財政経営計画資源投入の方向性		単位：千円		21 年度		22 年度		23 年度		
			事業費								
	この単位施策において人や財源を今後3年間どう投入していくかを「①拡大します ②現状を維持します ③縮小します」記載し、また構成する各事務事業の投入コスト（事業費・概算人件費・合計）の合計値を記載しています。										
7 総合評価		この単位施策の総合評価（どのような点良かった・悪かったのか）及び今後の方向性について記載しています。									
8 環境変化を踏まえた課題認識		第3期行財政経営計画において、継承される新しい単位施策ナンバーを記載し、課題認識については、新しい単位施策での評価シートに記載しています。									
9 今後の方向性 新規事業や既存事業の24年度における優先順位の考え方		「8 環境変化を踏まえた課題認識」の内容を踏まえて、この単位施策を構成する事務事業の対応方針等について記載するため、第3期行財政経営計画における新しい単位施策での評価シートに記載しています。									

10 構成事務事業の方向性・優先順位判断

No	新規・継続 様式	事務事業評価情報						25年度における事業の方向性	25年度の予算配分等に関する優先順位																																																																			
		この単位施策を構成する事務事業の評価情報（事務事業評価シートにより評価を行った内容）を記載しています。 なお、事務事業については、性質等に応じて以下のとおり事務事業を類型分けし、2種類の評価シートを用いて評価を行っており、上記項目のうち様式によって該当のない項目については「－」と記載しています。 事務事業類型表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務事業類型</th> <th>内容</th> <th>事務事業例</th> <th>評価シート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ソフト事業（任意）</td> <td>義務事業とは異なり、事業の実施自体が市の裁量に委ねられたもので、法的な縛りもなく自主的・任意の事業が該当する。</td> <td>ホームページ管理事業 啓発事業 補助金等事業（任意） etc</td> <td>事務事業評価シート（一般事業等） 様式第1号</td> </tr> <tr> <td>2 ソフト事業（義務）</td> <td>法令及び法令に基づく条例等により、実施することを義務付けられたもので、実施するか否かの判断余地がない事業。法令又は他の団体との協定等に基づき負担金等を支出するもので、見直しが困難な事業。ただし、市として単独分を上乗せしている事業は、事業類型を「1ソフト事業（任意）」とする。</td> <td>課税事務 生活保護事務 各種許可事務 各種証明交付（発行）事務 etc</td> <td>事務事業評価シート（一般事業等） 様式第1号</td> </tr> <tr> <td>3 施設管理運営事業</td> <td>ソフト事業を実施する建物施設の管理運営事業</td> <td>〇〇管理運営事業 etc</td> <td rowspan="3">※事務量等の把握のために活動指標は必ず設定し、また単位施策評価において、事務事業の貢献度、執行効率を踏まえた評価、単位施策の目的達成に向けた各事務事業の優先順位を判断するため、設定が可能な事務事業については成果指標を設定すること。</td> </tr> <tr> <td>4 施設維持管理事業</td> <td>ソフト事業を実施しない施設や道路・水路・公園などの維持管理事業。</td> <td>道水路維持補修事業 etc</td> </tr> <tr> <td>5 内部管理事務</td> <td>直接的な市民サービスの提供を伴わない内部的、定型的な業務。市民等が直接的な対象、受益者とはならない（外部への直接的な働きかけを伴わない）事業が該当する。</td> <td>会計審査事務 国・県との連絡調整事業 予算編成事務 市建築物工事検査事業 etc</td> </tr> <tr> <td>6 ハード事業等</td> <td>市民利用施設の建設や大規模改修、道路や公園等の整備事業、情報システムの構築事業など。</td> <td>区画整理事業 都市計画道路整備事業 〇〇建設・整備・改修事業 etc</td> <td>事務事業評価シート（建設事業等） 様式第2号 一部の建設事業（一般事業等） 様式第1号</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td></td> <td colspan="6"> 25年度における事業の方向性 事務事業評価情報などをもとに、以下の区分から25年度における各事務事業の方向性について判断しています。 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td></td> <td colspan="6"> 予算配分等に関する優先順位 事務事業評価情報や方向性判断などをもとに、各事務事業の予算配分等に関する優先順位付けを行っています。 また、この項目は各事務事業の重要度に関する優先順位付けを行うものではありません。 なお、平成25年度における各事務事業の方向性は第3期での方向付けとなるため、新単位施策評価シート（第3期版）をご参照ください。 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody></table>								事務事業類型	内容	事務事業例	評価シート	1 ソフト事業（任意）	義務事業とは異なり、事業の実施自体が市の裁量に委ねられたもので、法的な縛りもなく自主的・任意の事業が該当する。	ホームページ管理事業 啓発事業 補助金等事業（任意） etc	事務事業評価シート（一般事業等） 様式第1号	2 ソフト事業（義務）	法令及び法令に基づく条例等により、実施することを義務付けられたもので、実施するか否かの判断余地がない事業。法令又は他の団体との協定等に基づき負担金等を支出するもので、見直しが困難な事業。ただし、市として単独分を上乗せしている事業は、事業類型を「1ソフト事業（任意）」とする。	課税事務 生活保護事務 各種許可事務 各種証明交付（発行）事務 etc	事務事業評価シート（一般事業等） 様式第1号	3 施設管理運営事業	ソフト事業を実施する建物施設の管理運営事業	〇〇管理運営事業 etc	※事務量等の把握のために活動指標は必ず設定し、また単位施策評価において、事務事業の貢献度、執行効率を踏まえた評価、単位施策の目的達成に向けた各事務事業の優先順位を判断するため、設定が可能な事務事業については成果指標を設定すること。	4 施設維持管理事業	ソフト事業を実施しない施設や道路・水路・公園などの維持管理事業。	道水路維持補修事業 etc	5 内部管理事務	直接的な市民サービスの提供を伴わない内部的、定型的な業務。市民等が直接的な対象、受益者とはならない（外部への直接的な働きかけを伴わない）事業が該当する。	会計審査事務 国・県との連絡調整事業 予算編成事務 市建築物工事検査事業 etc	6 ハード事業等	市民利用施設の建設や大規模改修、道路や公園等の整備事業、情報システムの構築事業など。	区画整理事業 都市計画道路整備事業 〇〇建設・整備・改修事業 etc	事務事業評価シート（建設事業等） 様式第2号 一部の建設事業（一般事業等） 様式第1号	7									8		25年度における事業の方向性 事務事業評価情報などをもとに、以下の区分から25年度における各事務事業の方向性について判断しています。							9									10		予算配分等に関する優先順位 事務事業評価情報や方向性判断などをもとに、各事務事業の予算配分等に関する優先順位付けを行っています。 また、この項目は各事務事業の重要度に関する優先順位付けを行うものではありません。 なお、平成25年度における各事務事業の方向性は第3期での方向付けとなるため、新単位施策評価シート（第3期版）をご参照ください。							11				
事務事業類型	内容	事務事業例	評価シート																																																																									
1 ソフト事業（任意）	義務事業とは異なり、事業の実施自体が市の裁量に委ねられたもので、法的な縛りもなく自主的・任意の事業が該当する。	ホームページ管理事業 啓発事業 補助金等事業（任意） etc	事務事業評価シート（一般事業等） 様式第1号																																																																									
2 ソフト事業（義務）	法令及び法令に基づく条例等により、実施することを義務付けられたもので、実施するか否かの判断余地がない事業。法令又は他の団体との協定等に基づき負担金等を支出するもので、見直しが困難な事業。ただし、市として単独分を上乗せしている事業は、事業類型を「1ソフト事業（任意）」とする。	課税事務 生活保護事務 各種許可事務 各種証明交付（発行）事務 etc	事務事業評価シート（一般事業等） 様式第1号																																																																									
3 施設管理運営事業	ソフト事業を実施する建物施設の管理運営事業	〇〇管理運営事業 etc	※事務量等の把握のために活動指標は必ず設定し、また単位施策評価において、事務事業の貢献度、執行効率を踏まえた評価、単位施策の目的達成に向けた各事務事業の優先順位を判断するため、設定が可能な事務事業については成果指標を設定すること。																																																																									
4 施設維持管理事業	ソフト事業を実施しない施設や道路・水路・公園などの維持管理事業。	道水路維持補修事業 etc																																																																										
5 内部管理事務	直接的な市民サービスの提供を伴わない内部的、定型的な業務。市民等が直接的な対象、受益者とはならない（外部への直接的な働きかけを伴わない）事業が該当する。	会計審査事務 国・県との連絡調整事業 予算編成事務 市建築物工事検査事業 etc																																																																										
6 ハード事業等	市民利用施設の建設や大規模改修、道路や公園等の整備事業、情報システムの構築事業など。	区画整理事業 都市計画道路整備事業 〇〇建設・整備・改修事業 etc	事務事業評価シート（建設事業等） 様式第2号 一部の建設事業（一般事業等） 様式第1号																																																																									
7																																																																												
8		25年度における事業の方向性 事務事業評価情報などをもとに、以下の区分から25年度における各事務事業の方向性について判断しています。																																																																										
9																																																																												
10		予算配分等に関する優先順位 事務事業評価情報や方向性判断などをもとに、各事務事業の予算配分等に関する優先順位付けを行っています。 また、この項目は各事務事業の重要度に関する優先順位付けを行うものではありません。 なお、平成25年度における各事務事業の方向性は第3期での方向付けとなるため、新単位施策評価シート（第3期版）をご参照ください。																																																																										
11																																																																												